平成３０年（フ）第１４３号
福岡市早良区小田部３丁目26番３－304号
債務者　高尾　憲治
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１４５号
福岡市東区和白３丁目11番10号
債務者　蛭子　幸生
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１５０号
福岡市東区和白４丁目24番44号
債務者　赤塚　武利
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１５６号
福岡市早良区室住団地67番504号
債務者　吉川　栄子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１７９号
福岡県朝倉市中島田38番地２
債務者　奥野　譲司
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１８６号
福岡市早良区原団地81番501号
債務者　山崎るみ子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１８９号
福岡市中央区今川２丁目15番18号
債務者　坂口　　学
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２０６号
福岡市中央区大名１丁目３番39号
債務者　西田　　幸（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２１４号
福岡市東区多の津５丁目５番８－219号
債務者　永渕　倫啓
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８号
大分県別府市大字亀川1839番地の２　県営上平田住宅１Ａ－４－43号
債務者　稲邪真由美
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１４号
大分市明野北４丁目８番Ｃ－208号
債務者　渡邊　恵子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３３号
大分県別府市大字浜脇1042番地
債務者　佐藤　孝治
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４４号
仙台市太白区鈎取２丁目24番28号　メゾン春日102
債務者　中村未祐夏
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４０１号
茨城県ひたちなか市大字中根3600番地55
債務者　塙　　博之
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第８号
茨城県笠間市笠間1686番地10
債務者　冨永　眞至
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１３号
茨城県水戸市下国井町1852番地の１
債務者　野口　菜々（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第３５号
茨城県常陸大宮市上小瀬2070番地の１　県営上小瀬住宅１号棟１階２号室
債務者　大森長七郎
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第９６号
長野県小諸市新町１丁目２番13号　ハイツフォレスト101
債務者　大池　淳矢
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
長野地方裁判所佐久支部